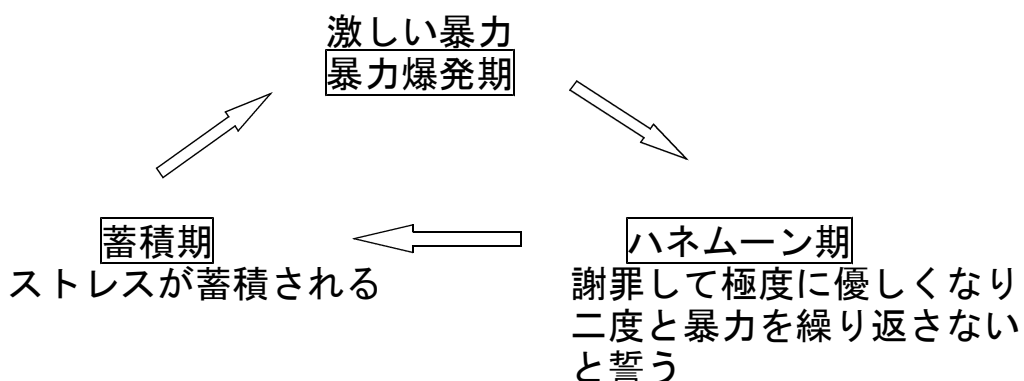


☆ 警察に来られたあなたへ

1 知っていただきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。



- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

2 あなた自身の決意と協力が必要です。

※ 担当の警察官からそれぞれの対応について説明をよく受けて下さい。

- ☆ 被害届の提出（刑事手続）
- ☆ ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の申出（警察）
- ☆ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）

上記の説明のほか、以下の内容について警察からアドバイスが受けられます。

- ・ 親族等に相談 ～あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
- ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
- ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

3 「ストーカー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーカー・DV等への対応について」に記入をお願いします。